

第三期鳥取県医療費適正化計画に関する意見

※ 意見の中で単純字句修正は意見のとおり修正することとして、本書への掲載を省略しています。

頁	計画案の記載内容	左記の修正内容	理由	対応等	
				(A 計画に反映したもの B 計画には反映しないもの(既に記載済みを含む))	
	全文中の元号表記		元号が変更されることが決定しているのに、平成表記で問題ないか。	A	意見を踏まえて修正
1	1 策定の背景	(前略) 高齢者同士で介護する「老・老介護」や認知症の高齢者同士で介護する「認・認介護」が社会問題化するものと思われま。	すでに問題化している状態である。	A	意見を踏まえて修正
2	①県民の生涯にわたる健康の保持・増進	このため、健康づくりに取り組もうとする <u>個人を地域社会や職域等、社会全体で支援していきます。</u>	下線部分は各保険者の立場であり、県はそれを「更に支援する」立場であるはずではないか。	B	県も市町村と同様に支援する立場と考えているため。
2	③保険者等による医療費適正化の推進		内容として、保険者が行うべき適正化を県が推進するように受け取れる。適正化するのは県か保険者かわかるようにすべき。	A	意見を踏まえて修正(県も医療費適正化に取り組むべき役割がある。)
2	【参考】		第二期計画の評価と、それによる取り組みの見直しが無い。「県として」どのような支援に効果があったのか、なかったのかの評価が必要。	B	評価については2ページのとおり。
13	※保険者協議会とは	現在、 <u>鳥取県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)が事務局を担っています。</u>	県が事務局に変わるのではないか。	A	当該部分を削除
33	(14)ジェネリック医薬品の使用状況	平成28年度(4月～2月分)	11ヶ月分のみ? 3月のデータもあるのでは。	A	平成28年度(年間)として必要なデータを修正
35・21	<現状と課題>	人工透析になる主な要因は糖尿病性腎症と <u>言われている</u> ことから、糖尿病の有病者・予備軍を抑制していく取組が必要です。	根拠の提示が必要。	A	根拠を明示して修正
35	<現状と課題>	<u>未成年の飲酒による健康被害を回避する</u> 取組が必要です。	そもそも、健康被害の問題ではなく、「未成年に飲酒をさせない」取	A	意見のとおり修正

			組なのではないか。		
36	現状	最下段	意味が読み取れない	A	意見を踏まえて修正
37	<施策の方向性と 主な取組>	全体	内容はすべて保険者が行っていくべきこと。これらを県の計画に盛り込むのか。 本来、県はこれらをふまえて、どのような支援をするのかを計画する必要があるのではないか。 また、内容的にすべての取組が、今までもやってきたことの繰り返しの思えるが、今までの取組で効果が出ているのかの検証がない。	B	・当該計画は平成 30 年度から国保の保険者となる県と、他の保険者や関係機関等が協力・連携して医療費適正化を進める計画と位置付けている。 ・取組の効果については 2 ページに記載。
37	<施策の方向性と 主な取組>	<u>未成年の飲酒による健康被害を回避する取組</u>	前述のとおり。	A	意見を踏まえて修正
37	①保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進支援	県は、保険者が特定健康診査等実施計画で設定した目標の達成及び効果的な保健指導の実施ができるよう、保険者協議会等と連携して、医師、保健師、管理栄養士を始めとする特定健診・保健指導従事者や <u>鳥取県保健事業団等の健診・保健指導実施機関</u> が適切な知識や技術を習得し、向上するための研修会を行い、 <u>特定健康診査及び特定保健指導の推進を支援</u> します。	「特定健診・保健指導従事者研修会」を県と共催で開催してきており、既に鳥取県保健事業団等の健診・保健指導実施機関も対象者としているため。	A	意見のとおり修正
38	⑤たばこ対策	具体的には、未成年や妊婦の喫煙防止や受動喫煙対策を進めるとともに、県で禁煙又は分煙に取り組んでいる施設を「健康づくり応援施設」として認定していきます。	これまでも実施していた取組ではないかと思うが、今までの評価は？	A	取組の効果については 2 ページに記載し、意見を踏まえて修正
38	⑤たばこ対策	他のパブリックコメント意見も含めて別紙		B	別紙のとおり
39	⑨健康づくりの推進 (追記)	少年期から正しい生活習慣に対する知識(食事・生活習慣・運動・喫煙・飲酒・定期健診等)を身につけるとともに、家庭・地域における健康づくりのための教	それが学校現場・各年代・各家庭に波及し、県民全体の健康寿命延伸・県民の医療費適正化に繋がっていくものと考えため、当該計	A	意見を踏まえて修正

		育や意識の醸成に取り組めます。	画に盛り込んでいただきたい。		
39	⑩高齢者の特性を踏まえた疾病予防・重症化予防の推進	この時期までの以降 文章が不自然に感じる。		A	意見を踏まえて修正
40	<現状と課題>	精神病床においては、利用率は全国平均を下回っていますが、一般病床や療養病床と比較すると、 <u>入院期間が長期になっています。</u>	県はこの原因をどう分析しているのか。市町村から、特別医療制度による入院の長期化などについては今までも意見があったと思うのだが。	B	退院後の受け入れ体制が不足している等の理由により長期入院になっている場合も考えられるため、地域での支援体制構築等の取組について 41 ページに記述。
40	<現状と課題>	現状の最下段は空欄？		A	意見を踏まえて修正
42	③医薬品の適正使用の推進 ア かかりつけ薬剤師・薬局の促進	直接的なサービス提供は市町村または保険者の業務である。ここに記載することが妥当か。		A	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の適正使用に関する普及啓発は、県の役割。 ・かかりつけ薬剤師・薬局が医薬品の適正使用に果たす役割は大きく、これを促進しようとするもの。 ・なお、記載内容を若干見直す。
42	イ 普及啓発	イベント等を継続して実施します。とあるが、今までの取組の評価が必要ではないか。		A	意見を踏まえて修正
43	(3) 保険者による医療費適正化の推進	県はこれを「支援する」取組をより具体化させるべきではないかと考えます。		A	意見を踏まえて修正
43	<施策の方向性と主な取組>	上記の課題を解消するために <u>以下の取組を推進することとし、施策の実施に関して必要があるときは、保険者協議会を通じて保険者等に対して協力を求めることとします。</u>	以下に記載の取組全てにおいて、本協議会での取組推進が求められているように読めるため、高確法のとおり修正してはどうか。	A	意見のとおり修正
44	③イ 医療費通知の実施	年間通知回数を増やすように →年間通知月数を増やすように		A	意見のとおり修正
46	目標	特定健診の目標値 70%以上 国の基本指針では市町村国保の目標値は 60%以上となっている。第二期計画の目標値が達成できていない保険者もあ		B	国保に限らず、県内にある保険者全体での目標値であり、健康づくり文化創造プラン（第二次）で定めた目標を引き続き設定している。

		る中、これは現実に可能な目標として設定しているのか。		
47	歯に関するデータ	平成 28 年歯科疾患実態調査（国調査）の結果を掲載してはどうか。	県が全国を下回る状況を示すことで、「もっと頑張るべき」と思ってもらえる効果もある。	B ・国の調査データは年齢を限定したものであり、県の実態との比較が難しい。 ・なお、同様の県のデータは調査母数が著しく少ないため、国のデータとの比較は適当ではないと考える。
47	予防接種の目標	目標として施策が記入されている。		B 施策の推進自体を目標としているため。
47	<特定健康診査等の目標値の考え方>	第二次の目標を達成していないとあるが、なぜ達成できなかったかの分析がない。目標値は適切であるのか。		B ・目標値の考え方については 46 ページのとおり。 ・評価については 2 ページのとおり。
47	(2) 適切な医療の効率的な提供に関する目標	医薬品の適正使用の推進の目標として施策が記載されている。		B 施策の推進自体を目標としているため。
48	(3) 保険者等による医療費適正化の推進に関する目標	生活習慣病等の重症化予防の推進目標の記載が抽象的で評価できない。		B ・プログラムの策定自体を目標としている。 ・プログラムの内容に、実施に係る評価のことも盛り込むこととしている。
	全体	第二期に実施したことの評価がなされないままに、施策が羅列されている。目標を達成できないままに、施策を継続しても同様に達成は難しいのではないかと。また、実際に直接的な施策を実施する保険者の支援、県としてどう行うかの計画であると考えられるのだが、その部分が見えてこない。		B ・平成 30 年度から国保の保険者となる県と、他の保険者や関係機関等が協力・連携して医療費適正化を進めるための計画と位置付けている。 ・取組の評価については 2 ページに記載のとおり。

健康増進・保健医療などに関する各種計画の策定に係るパブリックコメントの実施結果等について

【第三期鳥取県医療費適正化計画に対する意見を抜粋】

<対応方針>①反映した（一部反映も含む）、②記載済、③今後の検討課題、④反映できないもの、⑤その他

項目	主な意見	件数	対応方針
計画全体	計画案に記載のとおり、各種取組を進めること。	1	② 様々な分野の取組について、関係機関等と連携・協力して進めていきます。
ジェネリック医薬品	先発品との違いを患者に説明し、ジェネリック医薬品の利用促進をするべき。	1	② ジェネリック医薬品に関する情報提供を行うなど、正しい理解と使用促進に取り組んでいきます。
喫煙	健康増進法改正内容を見越して、県庁舎内(議会棟、出先機関を含めて)、関係機関等の敷地内禁煙又は屋内全面禁煙の周知徹底及び要請をお願いしたい。また、職員の勤務時間中の禁煙実施もお願いしたい。	1	③ 国が進める受動喫煙防止強化の法制化の内容を踏まえて、今後検討します。
	路上禁煙について、都市内全域への拡大してほしい。また、コンビニなどの店外灰皿の禁止を含めて徹底をお願いしたい。	1	④ 都市内全域を禁煙化することは、困難と考えます。また、コンビニ等の店外灰皿設置の禁止については、法令等の内容により対処したいと考えます。
	喫煙者は歯周病で歯を失う人が多いが、受動喫煙でも同様のリスクがある。禁煙により、本人・周囲の家族などから歯肉炎、虫歯、歯喪失、義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛むことができるようになる。歯周病以外に口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係がある。これらも強調して施策・啓発を行うことが重要。	1	② 喫煙による健康への影響については、普及啓発を行うこととしています。(鳥取県健康づくり文化創造プランに記載しています。)
	非燃焼の加熱式たばこ等の新型たばこも検討の対象に含めてほしい。	1	③ 受動喫煙については、現在、国において進めている受動喫煙防止強化の法制化において、加熱式たばこの取り扱いも検討されているところであり、法制化の動向を踏まえた上で検討します。
	公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校などの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をお願いしたい。	1	③ 国の受動喫煙防止を強化する法案の基本的考え方のひとつに「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」することが掲げられています。これに基づき施設類型ごとの対策が実施されることが検討されています。法制化の内容を踏まえ、啓発等の対策について今後検討したいと考えます。
	「分煙」では煙は必ず漏れる。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で全面禁煙の徹底・推奨をお願いしたい。	1	③ 国の法制化の内容を踏まえて、今後検討します。
	遊泳場、屋外スポーツ施設、公園、遊園などで受動喫煙の危害のないよう禁煙措置の徹底をお願いする。	1	③ 国の法制化の内容を踏まえて、今後検討します。